## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

	中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	東大和市	
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.higashiyamato.lg.jp/index.cfm/3	36,61200,375,740,html

執行機関名 東大和市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		東大和市における個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第6の項 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年条例第31号)による医療費の 助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号) 第1条	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年条例第31号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の 生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支 給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、その保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第5条
	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に 係る事実についての審査に関する事務	医療証の交付申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 イ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条第2項第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	児童福祉法第二十四条二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第 一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障 害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第 一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害 児食費等給付費の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号口	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条第2項第2号、第3号及び第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。)	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。)
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第2条第1項及び同条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の 程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程 度に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ポ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 へ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立 支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立 支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ワ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第2条第1項
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の 支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の 支給に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実について の審査に関する事務	医療証の交付申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	果大和市ひとり親家庭等医療實助成条例第3条第1項、果大和市ひとり親家庭等 医療費助成条例施行規則第7条第1号及び第14条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項、東大和市ひとり親家庭等 医療費助成条例施行規則第7条第2号及び第14条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	果大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項、果大和市ひとり親家庭等 医療費助成条例施行規則第14条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 / 4	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項、東大和市ひとり親家庭等 医療費助成条例施行規則第7条第6号及び第14条第1項第1号	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	
特定個人情報6			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	東大和市ひとり親家庭等医療質助成条例第3条第1項、東大和市ひとり親家庭等 医療費助成条例施行規則第7条第3号、第4号、第5号及び第14条第1項第1号	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める特定個人情 報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
_	(1)法定事務 番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	(2)独自利用事務 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第9条第1項及び東大和市ひとり親家 庭等医療費助成条例施行規則第1号様式	
		東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第9条第1項及び東大和市ひとり親家	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第9条第1項及び東大和市ひとり親家 庭等医療費助成条例施行規則第1号様式	
①根拠規定 ②事務の内容	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第9条第1項及び東大和市ひとり親家 庭等医療費助成条例施行規則第1号様式	
<ul><li>①根拠規定</li><li>②事務の内容</li><li>特定個人情報1</li><li>①根拠規定</li></ul>	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に 係る事実についての審査に関する事務	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第9条第1項及び東大和市ひとり親家 庭等医療費助成条例施行規則第1号様式 申請事項の変更の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 口	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条第2項第2号、第3号及び第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
の提供を米のる特定個人情	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。)	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。)
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第2条第1項及び同条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情 報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の 程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程 度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ポ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 へ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立 支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報

特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ワ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第2条第1項
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の 支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の 支給に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第9条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	申請事項の変更の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ1	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項、東大和市ひとり親家庭等 医療費助成条例施行規則第7条第1号及び第21条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 1/2	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項、東大和市ひとり親家庭等 医療費助成条例施行規則第7条第2号及び第21条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ3	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項、東大和市ひとり親家庭等 医療費助成条例施行規則第21条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情 報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 / 4	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項、東大和市ひとり親家庭等 医療費助成条例施行規則第7条第6号及び第21条第1項	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める特定個人情 報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	
特定個人情報5			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ5	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項、東大和市ひとり親家庭等 医療費助成条例施行規則第3号、第4号、第5号及び第21条第1項	
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
③提供を求める特定個人情 報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第9条第2項	
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関 する事務	現況届に係る事実についての審査に関する事務	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 イ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条第2項第2号	
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事	
③提供を求める特定個人情 報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六 第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所 障害児食費等給付費の支給に関する情報	児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六 第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障 害児食費等給付費の支給に関する情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号口	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条第2項第2号、第3号及び第4号	
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事	
③提供を求める特定個人情 報	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。)	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。)	

特定個人情報3			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ハ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第2条第1項及び同条第2項第3号	
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事	
③提供を求める特定個人情 報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の 程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程 度に関する情報	
特定個人情報4			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 二	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第4条	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報	
特定個人情報5			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ポ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報	
特定個人情報6			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 へ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第3条第2項第2号	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立 支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立 支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	
特定個人情報7			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ワ	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例 第2条第1項	
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の 支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の 支給に関する情報	

備考		
	-	